

平成26年8月1日  
(一部改正 平成30年4月1日)

研修医各位

卒後臨床研修センター事務局

## 定期CPC特例措置認定要件の一部改正について

標題について、平成26年度第一回拡大CPC委員会（7月29日開催）におきまして承認され、平成30年4月1日付けにて改正されましたのでお知らせします。

今後、特例措置を申請のため剖検に参加された場合は、必ず『剖検参加確認書』に必要事項記入のうえ、ご提出をお願いします。

### 記

#### 太字は改正

#### <特例措置>

- 1 **特例措置の対象となる病理解剖は、研修2年目の12月末までに施行されたものに限る。**
- 2 下記の（イ）～（ホ）の全ての条件を満たしたCPCレポートについては定期CPC参加必要回数5回を終了したものとみなします。

- イ) 大学病院でローテーション中の診療科において病理解剖に参加する。  
なお、特例措置申請をしようとする研修医は、その旨を病理解剖当日の解剖開始までに 病理解剖担当医に自己申告を行い、了解を得て、剖検承諾書の左下に氏名を記入すること。また研修中の診療科の臨床指導医にも その旨報告しておくこと。なお当該病理解剖には研修医2名までの参加を認める。
- ロ) 病理解剖時には、解剖着に着替えた後、病理解剖担当医の指導のもとに、臓器の取り出しなどの病理解剖業務に参加すること。
- ハ) 上記病理解剖にかかる臨床経過を検討し、問題点を整理し定期CPCに参加のうえ症例提示を研修医自からが行う。なお、研修医2名で解剖に参加した場合には、症例提示は分担して 当日の発表を必ず両名が行う形式にする。また、当該定期CPCへの遅刻・早退は認められない。
- ニ) 定期CPCでの病理診断結果や討論の結果をもとに、独自のCPCレポートを作成し提出する。
- ホ) 定期CPCでの症例提示及び提出されたCPCレポートがローテーション中の診療科等の臨床指導医と、病理指導医に承認される。

※ 注 剖検に参加し、特例措置を申請しようとする研修医は、

- I 剖検参加日から3日以内に『剖検参加及び症例提示確認書』を卒後臨床研修センター事務室へ提出のこと。
- II 定期CPC参加日から2日以内に『剖検参加及び症例提示確認書』を卒後臨床研修センター事務室へ提出のこと。

# 特例措置申請に係る剖検参加及び症例提示確認書

剖検参加研修医氏名 \_\_\_\_\_

- I 上記研修医は下記病理解剖に、解剖衣に着替えた後、病理解剖担当医の指導のもとに、病理解剖に参加したことを証する。

記

剖検実施日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

剖検番号 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

確 認 者：病理担当医 \_\_\_\_\_

※ この参加確認書は、病理解剖終了後、3日以内に卒後臨床研修センター事務室へ提出のこと

- II 上記研修医は下記定期 CPC にて症例提示を行ったことを証する。

記

定期CPC症例提示日 \_\_\_\_\_ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

確 認 者：臨床指導医 \_\_\_\_\_

※ この症例提示確認書は、定期CPC終了後、2日以内に卒後臨床研修センター事務室へ提出のこと